

単独補助金の類型

単独補助金（市が単独で交付する補助金）については、先ず運営費補助金と事業費補助金に大別し、更にそれぞれの補助金の細分化を行うこととした。

なお、運営費補助金と事業費補助金の判断基準については、当該補助金がなければその団体の運営そのものが不可能な場合においては、その補助金は運営費補助金とし、それ以外は、事業費補助金としている。

1 運営費補助金

運営費補助金については、補助の交付先、団体運営の事務局等に着目して次のとおり分類した。

(1) 外郭団体運営費補助金

市のいわゆる外郭団体等の運営費に対して支出する補助金

(2) 市が事務局をもつ団体に対する運営費補助金

市が事務局機能をもっている団体の運営費等（活動費も含む。）に対して支出する補助金

(3) 上乗せ運営費補助金

国等の制度に則り事業を運営しているが、市として単独で当該団体の運営費に対して支出する補助金

(4) その他単独運営費補助金

上記以外の運営費に対する補助金

2 事業費補助金

事業費補助金については、その事業内容に着目して次のとおり分類した。

(1) 建設整備補助

建物等の建設等、設備投資に対して支出する補助金

(2) イベント補助金

各種祭り、大会等の開催に係る経費に対して支出する補助金

(3) 利子補給

借入金の利子に対する補助

(4) 扶助的補助

扶助的な性格を持つ補助金

(5) 施策誘導補助

企業誘致等の施策誘導、その実施の実績に対して支出する補助金

(6) その他の事業費補助

上記以外の事業費に対して支出する補助金